

清水町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に6月に支給する場合においては100分の140を、12月に支給する場合においては<u>100分の305</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において議員が受けている議員報酬月額に6月に支給する場合においては100分の140を、12月に支給する場合においては<u>100分の310</u>を乗じて得た額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。